

亙理町脱炭素まちづくり推進設備等導入促進事業補助金(令和6年度)

○制度の趣旨

かけがえのない豊かな自然と人々が共生できる町を後世につないでいき、より一層の温室効果ガスの排出抑制及び災害に強い次世代型住宅の普及を図るため、自然エネルギーや省エネルギー機器等の導入に係る費用を予算の範囲内で補助金として交付します。

○補助対象者(以下の条件をすべて満たすこと)

- (1) 亙理町内に住所を有している個人。
- (2) 亙理町内において、自ら所有し居住する住宅(店舗、事務所と兼用している場合は、住宅部分に係る面積が延床面積の2分の1以上のものに限る。)に補助の対象となる機器を設置した者又は補助対象機器付き住宅を購入した者。
- (3) 補助対象機器を所有した者。
- (4) 町税を滞納していない者。



○補助の対象となる機器(以下の条件をすべて満たすこと)

【住宅用太陽光発電設備】

- ① 未使用品である。
- ② 電気事業者の低圧配電線と逆潮流有りで連系し、配線方法は余剰配線としていること。
- ③ 公称最大出力が10kw 未満であること。
- ④ 新たに設置又は増設するもの。
- ⑤ 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であること。
- ⑥ 定置用蓄電池と同時に設置されたものであること。

【定置用蓄電池】

- ① 未使用品である。
- ② 常時、太陽光発電システムと接続し、宅内のコンセントを通じて電力の供給を行うシステムであるもの。
- ③ 1か所に固定して使用している設備であること。

【家庭用燃料電池システム】

- ① 未使用品である。
- ② 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録リストに登録があるもの。

【家庭用高効率給湯器(自立型)】 ※ヒートポンプ給湯器(エコキュート)は対象外

- ① 未使用品である。
- ② 停電時に給湯可能な自立型の給湯器で、バックアップバッテリーを内蔵した電源ユニットと電源ユニットに対応した高効率な潜熱回収型給湯器で構成されているもの。

【家庭用高効率給湯器(ハイブリッド型)】

- ① 未使用品である。
- ② 電気とLPガス等のハイブリッド型の給湯器であるもの。

○補助金交付の制限

・補助対象機器当たり1回限りとする。

○補助金の額(上限の金額。但し上限に達しない場合で、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)

- (1)住宅用太陽光発電設備 1kw 当たり 5,000 円を乗じて得た額(上限:20,000 円)
- (2)定置用蓄電池 1kwh 当たり 10,000 円を乗じて得た額(上限:50,000 円)
- (3)家庭用燃料電池システム 1台当たり 50,000 円
- (4)家庭用高効率給湯器 1台当たり 20,000 円

○補助申請期間

機器設置日 令和6年1月1日～12月31日

申請期間 令和6年12月2日(月)～令和7年1月20日(月)提出締切

- ・応募者多数の場合は、抽選になります。
- ・申請期間を過ぎた場合は、受け付けられませんのでご注意願います。

○申請方法及び申請の流れ

機器購入・設置

補助金申請書提出・受付 ・申請書に必要な書類を添付し、町民生活課へ提出

【申請に必要な書類】

- ・補助金申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・設置場所の配置図
- ・対象設備を構成する機器の出力・容量及び型式等が確認できる書類の写し
- ・町税に関する完納証明書(申請日において直近3か月以内に取得したもの)
※亘理町税務課で発行
- ・補助対象機器の領収書の写し(補助対象機器名が記載されているもの)
- ・住宅及び補助対象機器の設置写真
- ・その他町長が必要と認める書類
- ・委任状(代行者を選任し補助金交付申請を提出する場合)

内容審査

多数の場合、抽選会を開催

※申請者あて文書でお知らせします。役場にて抽選会を開催しますので、出席してください。

当選の場合

交付決定通知

・交付決定通知書(様式第2号)
の送付

補助金請求書を送付

補助金請求書の提出 ・請求書に必要な書類を添付し、町民生活課へ提出

【補助金請求に必要な書類】

- ・補助金交付請求書(様式第4号)
- ・申請者本人の振込口座通帳等の写し(口座番号や支店名、名義人が確認できるもの)

補助金の振込

落選の場合

不交付決定通知

・不交付決定通知書(様式第3号)
の送付

補助金は受けられません。



提出先 町民生活課(②番窓口)

問合せ先 亘理町 町民生活課 ゼロカーボン推進班

電話 0223-34-1113